内閣法制局障害者活躍推進計画の実施状況（令和４年度）

令和５年５月

内閣法制局

　内閣法制局では、障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）に基づき、「内閣法制局障害者活躍推進計画」を策定・実施しています。今般、障害者雇用促進法第７条の３第６項に基づき障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況を以下のとおり取りまとめたので公表いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価年度 | 令和４年度 |
| 目標に対する達成度 | 1. 採用に関する目標

（実雇用率）２．４８％（令和４年６月１日時点）1. 定着に関する目標

離職者なし。1. 満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標

満足度に関するアンケート調査（令和５年５月）における満足・やや満足の水準が前年度調査（令和４年５月）の水準を維持できなかった。1. キャリア形成に関する目標

障害特性に合った新たなポストがないか検討を行った。 |
| 取組内容の実施状況 | 1. 障害者の活躍を推進する体制整備

(1)組織面・障害者雇用推進者として総務主幹を選任済（令和元年９月６日に選任済）。・障害者活躍推進計画の点検・見直し等の検討は、障害者雇用推進者、長官総務室総務課長、人事担当者、会計担当者、障害者である職員等に広く参画を呼びかけて実施した。・組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、長官総務室総務課長、人事担当者、障害者である職員が配属された各部課の担当者（課長補佐・係長クラス））について、人事異動により担当者に変更が生じたポストは、速やかに新たな体制を整備し、組織外の関係機関（障害者が利用している支援機関等）と連携した。・役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じたため、本人及び所属部署に周知した。1. 人材面
* 厚生労働省障害者雇用対策課若しくは東京労働局が開催する「知的障害者雇用セミナー」若しくは「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」又は内閣人事局が開催する「障害者雇用キーパーソン養成講習会」について、障害者が配属されている部署の職員を中心に受講案内を行い、参加を募り、参加させた。
* 令和４年度内閣法制局職員一般研修の中で、障害に関する理解促進・啓発のための研修を行った。

２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出* 現に勤務する障害者の能力や希望も踏まえ、関係者との面談等を行い、障害者に係る職務の選定及び創出について検討した。
* 定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行った。

３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理(1)職場環境* 障害者である職員からの要望を踏まえ、作業マニュアルのカスタマイズ化やチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを所属部署で行った。
* 定期的に障害者職場定着アドバイザーと面談を行い必要な配慮事項等を把握した。
* 上記の配慮事項等について、障害者である職員からの要望を踏まえつつ適切に対応した。

(2)働き方* 各種休暇、テレワーク勤務、フレックスタイム制等勤務時間に関する制度について周知し、それらの利用に当たっては、通院や体調に配慮して適宜利用を促した。また、新型コロナウイルス感染症対策としてもこれらの制度の利用を促した。

(3)キャリア形成・任期付きの非常勤職員について、任期終了まで残り２か月となった時点で、職務経験の総括的な振り返りを行い、任期の終了後においても引き続き公務内外で就労できるように支援を行った。(4)その他の人事管理* 障害者である職員の希望を踏まえ、定期的な面談の設定及び必要に応じての随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行った。

４．その他* 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進した。
 |
| 「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果 | ・目標に対する達成度については、①、②及び④は達成しているが、「③満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標」において前年度と同等以上の水準を下回ったため改善に取り組む。・取組内容の実施状況については、掲げた取組についておおむね実施している。 |
| 計画の見直し・修正 | 計画の見直し・修正はなし。 |